

三井高昶氏を訪ねて

安 岡 重 明
石 川 健 次 郎

のは、三井礼子氏である（敬称略）。

われわれは、これまで日本財閥の関係者各位から、お話をおうかがいする計画をたて、順次実施してきたが、今回の調査もその一環をなすものである。

昭和五十三年十月二十一日、同志社東京分室（銀座四丁目聖書館ビル）において、三井高昶氏（連家・元三井信託監査役・元三井精機取締役）および三井礼子氏（總領家・三井文庫）から、非常に興味深いお話をおうかがいすることができた。本資料は、その対談の内容を当面の問題に関する限り、抄録したものである。

文中、“三井”とあるのは三井高昶氏、“礼子”とある

のは、三井礼子氏である（敬称略）。
対談に先だって、三井高昶氏に御答える準備をしていただくために提出した質問項目は次の通りである。

〔第一回目分〕

1、總領家、本家、連家の間でのつきあいの大要をお話
し下さい。

2、總領家・本家・連家の間では収入の比率に相当大きい差がありますが、交際の仕方もちがっていたのです
か。具体的にお話し頂ければ幸いです。

3、連家の次三男の独立の際にはどの程度の財産分与が

なされましたか。また職業の選択はどのようになられましたか。

4、連家の当主としての日常生活についてお話下さい。

5、三井家憲（明治三十三年）について

(1)同族会の指定したる裁定者とは（第十四条）。

(2)親族会の範囲（第十八条）。

(3)監督者に財産を管理された実例はありますか（第五

十三条）。

(4)各家の家産はどのように使用されましたか（第九十

六条）。

(5)婚姻等の費用が総領家¹、本家²、連家³と定められておりますが、不都合はありませんでしたか（第

七十六条）。

(6)世襲財産とは（第九十七条）。

(7)制裁の実例はありますか（第一百条）。名前は伏せて下さって結構です。

(8)絶交の実例は（第二百三条）。

三井高畠氏を訪ねて

〔第二回目分〕

(1)京大仏文科に入学されるとき、御家族の反対はありましたか。

(2)三井銀行本店営業部勤務ではどのような業務につか

れましたか。また処遇は一般行員とどうちがいましたか。

(3)三井合名会社々員としては、どのような役職につか

れましたか。社員総会では、誰もが積極的に発言されましたが。

(4)三井銀行営業部より經理部へ変られましたとき、どのような業務につかれましたか（昭和十六年四月）。

(5)三井銀行をやめて三井信託株式会社に入られた事情

(昭和十七年六月)。

(6)三井精機工業株式会社取締役就任（昭和十九年六月）、同社常任監査役就任（同年十一月）のときの事情。

(7)三井信託監査役、三井精機監査役辞任後の御職歴。

のですが」

(8)戦後の財産税の問題や御生活について。

(9)総領家、本家の子弟と連家の子弟の間で、格式の差のようなものがありましたか（あれば具体的にお話しください）。

(10)御結婚のときの条件、様子。

(11)御子様の御結婚の相手と条件はどうでしたか。また財産の分与について。

三井高弌氏 略歴。

日本聖公会聖ミカエル学院長

東京都、明治四四年八月一六日生れ。三井武之助三男。経歴・三井信託銀行監査役、三井精機取締役・監査役。(文詢社『日本紳士録』昭和四一年版による)

I

安岡「まず家憲についてのお話をから、おうかがいしたい

安岡「その際お集めになる範囲は十一家のご当主とおひだためにちゃんと抜すいが出来ているんです。」

三井「私の父が早く亡くなつたのですから、割と小さい時から、家憲について知つておりました。毎年正月に家憲の朗読がありましたね。父が亡くなつておりますので、私は一年になる前から、それに列席しておりました。」

安岡「それには十一家がお寄りになつて……」

三井「ええ、十一家皆集らましてね。総本家が家憲の朗読をされて、それを拝聴するわけですよ。たとえば、借金をしてはいけないとか、政治に干与してはいけないとかね。皆それを肝に銘じるわけです、やはり、毎年ああいうことを聞くというのはいいことです。ただし、はじめに宗竺遺書の抜すいを読んで、つぎに家憲の抜すいを読むのです。なにしろ長文なのですから、全部読んでいると大変なんですよ。ですからそのためになんと抜すいが出来ているんです。」

しゃいましたが、そのほかには……」

「らないんですね。」

三井「そうですね、各当主と相続人でしたですよ。」

礼子「丁年になると、宣誓の署名をしたでしょう。」

…」

三井「しましたね。」

安岡「それは、家憲の主旨は守るというようなことでし

ょうか。」

三井「そうです。まあ違反しないということですね。」

安岡「そこで、家憲を拝見しておりますと、罰則規定みたいなものが設けてありますと、あめごとがある場合には裁判者に仰ぐとか……」

三井「私、裁定者というものを調べてみたんですが、どうもよく分らないんです。しかし、まあ考えてみます

と、この裁定者というのは、結局大番頭さん方、井上馨でしたかね。」

安岡「はあ、大顧問」

三井「それから副顧問、そういう人達が裁定者にならねたんじゃないかと想うです。実際、具体的な事実を知

三井「親族会というのは、余り聞いたことがない。親族会というものを聞いたこともないし、またそれにかかるような事件もなかつたのじゃないですかね。」

礼子「私も親族会という名前、聞いたことないですね。」

安岡「ここには、各家の後見とか相続について、裁判になるような問題が起つたときは、同族会以外に親族会を開けと書いてありますが、これは実際そのようなトラブルがなければ開かれなかつたろうと思います。」

三井「結局、親族会というのは、同族の十一家人の人達とそれに顧問か何か加えた、少し同族会より広い範囲のものじゃなかつたかと思いますね。」

安岡「第五十三条规定に、財産の運用がうまくいかなかつた場合には、その財産を監督者に管理させるといふこと

ですが、そういうことを実際に耳になかつたことは、おありでしようか。」

三井「ああ、どうでしようか。」

安岡「品行の修らない人とか、そういうことがあります」と……」

三井「私など相当品行の修らない方だったんですが、そういう田にはあいませんでしたね。」

安岡「そうしますと、制裁の規定とか、準禁治産がどうとかいう事がござりますが、制裁例というのは具体的には、もうほどんど……。」

三井「そうですね。聞いておりませんですね。」

安岡「絶交というような規定もありますが……」

三井「はい。そういうことも聞いておりません。」

から、やはり政経科の方に進むよう希望されたんじやないでしようか。」
三井「別にそんなことございませんでしたよ。大学さえ出れば、あらどこの会社へいこまれる。私の場合、ちょうど銀行に三井の同族の若いのが入っていな
いから、まあ入れということだ、それで入ったわけです。」

安岡「それでは、ご一族の方から、どうだといふお話しめがあつて、お入りになつたわけですね。」

三井「そうです。」

安岡「銀行に入行なさいまして、営業部勤務なんですが、どうでしようか、実際に実務におたずさわりなさいましたか。」

三井「それは、やはりずっとやっておりました。最初半

年くらい計算係やっておりまして、そのあと営業部の中を、預金とか貸付とか調査とか、いろいろなところまわりました。それで四年やつとりましたが、その後が、三井さんは沢山事業をお抱えになっておられます

一年間経理の方へまいりました。」

安岡「やはり子息でも、他の行員と同じようなことをなさったわけですね。」

三井「はい。同じ行員です。」

安岡「そのあと、三井信託の監査役になっておられますね。」

三井「はい。銀行辞めてから、監査役になりました。」

安岡「やはり、ご一族の方は、一定の年限お勤めになりますと、監査役とか取締役とかにおなりになるのですか。」

三井「そうらしいですね。年令からいってもね。」

安岡「その際、本家筋の方と連家筋の方とで、取り扱い上の差、たとえば行く会社が違うとか、そういうことはございませんでしたか。」

三井「別にそういうことはなかったと思います。まあ信託に人がいないということで、適当な者がそこに行きますので。本家ならここへ行く、連家だからここへま

わるということはなかつたようですよ。また一族ということで、多少他の人とちがつていたでしようが、特に特別扱いということはありませんでした。やっぱり丁稚として修業しなければならないんですから。」

安岡「話は少し変りますが、同族会にはご出席なさっていますが、その雰囲気などにつきまして、おうかがいしますが、たいんですが、その発言などは自由でしたですか。」

三井「割にそういう点は自由でしたですよ。」

安岡「同族会では、下からあがつてきた案件について、いろいろ議論したけれども、結局のところ原案どおりに落ち着くことが多かったという話ですが……」

三井「大体そういう傾向ではありましたですね。」

安岡「昭和二十二年の憲法発布の頃でしようが、同族会も廃止されますね。その時かなり深刻な会議をなさつ

たと思うのですが……」

三井「それはね、私たちと記憶にないんですけどね。」

札子「その時は同族から、あまり議論は出なかつたとい

つござった。」

三井「まあ、出ませんでしたね。少くとも、非常に議論のあつたという劇的な印象は全然持っておりません。いくら議論して、そうじやないといつても仕方ないですからね。」

札子「それまで重役の間でさんざん議論がつづきれて、それでもう仕方ないとこうことになつたらしいですね。」

安岡「それからややあつて、三井合名は解散になりますし、また財産税等の問題もあつて、それが三井のご一族とか幹部の経営者の方々はみな財界追放になられたりしまして、卒直に申しまして、お困りになるというようなことはございませんでしたでしょう。ただし、あれは何の職業にもつけないという制限ではなかつたと思いますが……」

三井「少くとも関係会社の職にはもうつけなかつたですね、昭和二十六年まで。それで本館の建物へ入つても

いかんということだつたですよ。」

安岡「二十六年の解除後は……」

三井「いやもう誰も会社には帰つておりません。もうその六年の間には、大部会社の内容も変りまして、事務的にもガラッと變つたわけですね。それに、われわれの知つてゐる幹部の方は全部一緒に追放されたわけですからね。いま、会社とのつながりは形式的なもの以外何もないですね。昔持つていた会社の株などいうのは全部整理委員会に売られてしまいましたからね。資本的には何も関係ありませんね。」

安岡「財産税につきましては、ロバートさんの本では、総領家さんで財産税等は総財産の九十一%まで持つて行かれたとありますが……」

三井「私、財産税のことよく覚えてないんです。同族会の方で払つてくれたんですね。私は財産税の処理の知識ないんですよ。」

安岡「ということは、財産税は生活の方にあまり影響な

かつたところがどうか。勿論、新田封鎖など、いろいろご不便なことはあったと思いますが……。ご一族の中で財産税のために、お宅をお売りになるというようなことは……」

三井「そうですね。財産税のために、家を売ったというのは、どうでしようかな。」

札子「解体のためか、財産税のためか、今考えると、どちらが分らないみたい。ただ家つき予算というのがありましたね。」

安岡「家つき予算といいますと。」

札子「整理委員会に、各家ごとで予算を出すんですよ。予算を出してそれが認められると、月々戻れるわけです。初め出したのと項目が違うと認めてくれないんですね。」

三井「われわれの株皆売りましたでしょ。その売った中から、われわれの生活費をくれてたわけですよ。そして、予算をとつて食つているうちに、その株券を

売った金なんて全然なくなっちゃいましたですからね。」

札子「もし、予算超過すると、その家の人が道具や骨董品を売つて埋めなければいけなかつた。しかし、むこう（整理委員会）もきっと十一軒をいちいち面倒みるのは、わざわざしかつたんでしょう。最初は一ヶ月、だんだんに三ヶ月になっちゃいました。」

III

安岡「私も、家族の研究もしておりますで、婚姻関係にも興味あるのですが、高穂さんの奥さまはどういふ、いつ頃ご結婚なさつたのでしょうか。」

三井「私の結婚はちょっと特別でしたな。皆が心にお話するのはどうもね。」

安岡「い自分でお探しになつて……」

三井「そうです。」

安岡「家憲によりますと、その時には同族会の承認を得

よどじょうことになつていまますが。」

三井「まず私の場合、同族会ではなく後見人の方に承認を得ようとしましてね。先程申したように、父が早く

く「へ」になりましたので、後見人がいたんですよ。その

方に相談しておりまして、その諒解を得ようと何度も随分通ったんですが、駄目だったですね。」

札子「三井の連家にしても、十一家のうちの一人ですと、いろいろ難しいこともありますしね。体裁はつかりいりますしね。大変だつたでしょ。」

安岡「やはり、他の家の方々にも関係することでしょうからね。三井さんは結束が堅いですから。で結果的には……」

三井「結論的には持久戦ですね。そうなつたら。でも終戦になりましたら、家憲もなにもないですから。それにはちからも年になつてますし、丁年になつてますから婚姻届けを出すのは自由ですからね。」

安岡「先日、札子さんのお話をもうかがいました

たが、どちらかと申しますと、お二人の場合、別格で

はないかと……。ほかにそういう別格の方はいらっしゃいませんか。」（笑）

三井「ああどうぞしょうか。」

安岡「そうしますと、ご結婚式はお挙げでは……」

三井「挙げておりません。式なんか挙げたつて挙げなくたって、ねえ。ですから、金婚式でもやれることがありましたが、皆さんと一緒に一席あれしていただこうかなあ、なんて思つてます。他の人は割り合いおとなしくご結婚なさつてますね。私ども披露も何もしておりますが、今ではごく普通のお付き合いをいただいております。自然のなりゆきでね。」

安岡「ご子息のご結婚についてはいかがですか。先日、総領家の八郎右衛門さんにおうかがいしたところによりますと、ご子息の結婚には干渉しなかつたとおっしゃつてました。友達がよいといえば、それでよいといふようなことをいつておられました。八郎右衛門さん

は開明的だなと思った次第です。」

三井「われわれのようなところでは、息子が結婚しても、結婚させるだけで、あとは一向に見ていない。第一分けるものはありませんからね。息子なんかの生き方見てますと、あれはあれでよいように思います。現在、三井信託にありますけど、この間もマンションを

借錢して買ったといっておりましたよ。俺は出してやれないぞっていいたら、借錢ぐらいは自分でやってね。」

安岡「連家のご主人としての、戦前の日常生活というのはどうなものだったのでしょうか。たとえば、女中さんがどれくらいいたとか。執事その他がどれくらいだったかとか……」

三井「ご想像どおり、主人と家内には別々の女中が何人かかりますし、子供には一人づつ女中がつきました。またほかに『茶の間』というのがいたり、女中頭がいたり、結構人はいましたね。執事がいて、その下に二

・三人居るとか、運転手がいるとか、台所に何人いるとか、小使いが何人いるとか、結局うちなんかでも二三十人はいましたかね。総領家などたくさんいたでしょう。」

札子「五十人くらいはいたでしよう。」

安岡「高砦さんはご当主ということで、日常生活でも他のご兄弟とは違った訓練の場といいますか、特別の扱いというようなものはありましたか。」

三井「別にそういうことはありませんでしたね。とい

ますのは、私の母は割に民主的なんですね。ワシントンの領事館で生まれておりまして、その時伊藤博文が大使をしていたらしい。それでその一字をもらって、文という名になつたようです。だから、母の父さんも母さんも向うの空気知っていたもんだから、母も自然割合い民主的な人でね、兄弟もみんな平等に育てられたように思いますね。差別的なことはなかつたようですね。ただ、当主だということで、随分若い頃から公式

の場に出る機会は多かつたですね。その度にタキシードや燕尾服を着なくちゃならなかつたの憶えておりま

す。」

松沢「ご当主のなかで、将来へのご自分の希望があつて、ほかのことなきつて、次男の方とかあるいはご養子の方が跡をとられたというケースはおありでしょか。」

三井「そういうケースはありません。割に異端者というのは少なかつたようです。皆さん生まれながらにして、事業をするといふように運命づけられていふと観念していたようですよ。」

松沢「ご当主の奥様は会社のこととか、同族会のことよくご存知だったのでしょうか。」

札子「自然にね。何か主人が家に帰つて来てから、今こんなことがあつたとか、いろんな話をしますものね。」

松沢「奥様ご自身は同族会など公式の場にはお出になら

ないわけですね。」

札子「ええ、出ません。勿論。」

安岡「札子さんは特別よくご存知なんですよ。ご自分で

ご研究なさってますし。」

石川「各家の日常生活の経費はどうなつていたんでしょうか。家産とも関係あるかと思いますが、年間の収入と支出それに予算といったものは、直接ご当主がやら

れたのではないと思うのですが。」

三井「家産と申しましてもね。不動産や何か現実に持つてゐるわけですが、そのほかの財産も同族会が全部管理しているのです。ですからその処分につきましては、

同族会の承認を得なければならぬ。細いことは執事に全てまかせておりましたので、私は直接そういうことは分らない。使いすぎると少し使いすぎですよと注意されるくらいですね。執事の下には、表・表詰めというものが三人居りましたね。」

松沢「男の子が何人か居る場合、ご結婚なさつて、分家

される時、次男はどれくらい、三男はどれくらいという財産分けの比率はきまっていたのでしょうか。」

三井「それは決っていたようですよ。私の場合、弟が分家しましてね。その時確かに五十万円出したと思います。五十万円というのは、会社の方から収入がありましてね。その百分の一とかで分けてくれる。そのうちから何%とかを全部積み立ててある。その積み立てのなかから、五十万円という分家費用が出たわけです。その積み立て金で足りない場合は、われわれが出すわけです。分けてもらつたものを特別積金と普通積金とに二つに分けてあるわけですね。その普通積金というのが、われわれの小遣いということで、いろいろ差し引かれて残ったのですが、そこからこれ五十万円じゃ足りないから弟にはこれだけ出してやろうと、いうことになるのです。嫁に行く場合は、われわれ連家の場合二十五万円だったと思います。二十五万円持たせて行って、それで結婚費用その他に二十五万円くらい

使うということだらうだと思います。」

松沢「それは、じ当主がん田田におきめになることですか。」

三井『普通積金の方はね。』

安岡「家憲上では、大体金額ではなく比率になってましてね。実際の場合は金額で出されますが、いまおっしゃつたように分家される際には五十万円の金額がその比率に相当していたのではないかでしょう。」

三井『その金額はお宅によって多少違いますでしょうし、積立年限が長ければ、やっぱり多くなりますしね。姉も弟も私の代になつて嫁いだり、分家したりしたのですから、みんな私が面倒みたのです。』

石川「日常生活とは少し話題がりますが、同族の方々のお仕事についてですが、三井が新しい会社をつくるとか、新しい産業分野に進出するとかいう場合、そういう方針は経営幹部の方々が一応決定するとと思うので、そのような案件に対しても、同族の方々はどうい

う風にご関係なつたのでしょうか。」

三井「そういうことは、会員の社員会議で決めたようですよ。ただ、私が出てからは割にそういうことはなかつたように思います。前に申しました顧問、副顧問それに同族会の議長といいますか総領家の当主、そういう方々で話が進められたんじゃないですかね。そこで決つたことを、社員会議に皆が来た時に、こういうに風決つたと報告する。そこで異議が出ればなんですが、ほとんど異議の出たことないですね。実際、私があの会議に出るようになってから、割にそういう大きな問題はなかつたようです。はじめから、こうするんだとか、ああするんだとかいうことで、意見を出すということは割にありませんでした。私、以前から

きですね。私は当時、経験が少なかつたですが、石田礼助さんの方へ旗挙げたんです。しかし、皆さんの空気は向井さんの方なんですね。向井さんは如才ない方でしたが、石田さんが方がほんとに芯が通つているんですね。だから、私、棄権しちゃつたんですよ。」

石川「そういう案件は、どのような順序を経て社員会議にまで上つてくるんですか。」

三井「ああ、それは、その点は私よく知らないんです。」

石川「社員会議に上つてくる案件というのは人事問題が主なものだつたでしようか。そのほかに案件としてどの記憶にのこつてられるものは……？」

三井「そうです。人事問題が主だつたでしよう。他のもの記憶はないですね。」

安岡「最後に、三井の室町俱楽部についておうかがいしますのは、向井さんと石田礼助さんと、この二人は会員の理事で、社員会議にも出てられたんですが、この二人のうちどちらを理事長にするかという問題のと

もないですがね。」

礼子「あんまり組織的でないわね。」

三井「ただ、われわれ同族が行つた時に使える部屋ですね。クラブといつてもクラブ組織というものは何もないですね。社員会議をやつていたところですよ。」

礼子「解体時、最後の会議をやつたのがあの部屋だったんですよ。」

安岡「本日は、お忙しいところ、まことに有難うございました。」

〔付記〕

なお、当日の対談には、三井礼子氏、三井高昶氏、安岡重明、松澤昌子（国立民族学博物館助教授）、石川健次郎、千本曉子（同志社大学大学院）が出席した。